

# 災害時における協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）及び浦安鐵鋼団地協同組合（以下「乙」という。）は、浦安市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

**第1条** 本協定は、浦安市で災害発生時等において、地域の被災状況等を迅速かつ的確に把握し、効率的・効果的な支援活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、乙に対し、その協力が可能な範囲で協力を要請することができる。

（協力内容）

**第3条** 甲が乙に協力を要請する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害発生時等により市が発令する避難に関する情報内容（陸門閉鎖等）を浦安鐵鋼団地協同組合員へ周知すること。
- (2) 水害時一時避難施設として、浦安鐵鋼会館の使用に関すること。
- (3) 地域の被害状況の報告に関すること。
- (4) 相互の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

2 甲は、前項に掲げる乙の活動に対し、必要な支援を行うものとする。

3 甲が乙に協力を要請する際には、災害発生時等における活動の内容、実施方法等について、随時連絡を密にし、甲乙協議の上決定することとする。

4 施設の使用については、無料とする。施設の使用に関し、安全配慮を果たしたにもかかわらず、避難者により、施設の汚損又は、破損等が発生した場合は、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（情報交換）

**第4条** 甲及び乙は、災害発生時等において、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとする。

(平常時における活動)

**第5条** 乙は、災害発生時等に、活動が円滑に遂行できるよう、平常時において、甲が行う訓練等に必要な協力を行うものとし、また、防災に関する勉強会及び啓発活動を行うものとする。

(協定の有効期間)

**第6条** 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙のいずれからも解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

**第7条** 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月28日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 内田悦嗣

乙 浦安市鉄鋼通り二丁目1番6号

浦安鐵鋼団地協同組合

理事長 村上京子